

## お手続きの流れ

### 1. まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（企業版ふるさと納税）寄附申出書の提出

- ・寄附申出書に必要事項を記入、押印の上、下記問い合わせ先まで郵送ください。
- ・法人名と寄付額の公表につきましては、内閣府より法人名などを町のホームページ等で公表するよう求められていますが、ご意向により法人名を非公表とできるため、お伺いするものです。
- ・寄附企業への経済的な利益の供与は禁止されています（補助金の交付、低金利の貸付、入札の便宜など）。

（注）寄付額について

- ①事業費確定前・・・「寄附（受入れ）の金額の目安」の範囲内（R2～R6 累計 50 万円）
- ②事業費確定後・・・事業費の範囲内

### 2. 寄附の払い込み

町からご連絡後、下記のいずれかの方法で払い込みをお願いいたします。

#### ①町発行の納付書・払込取扱票による納付

板柳町より納付書・払込取扱票を郵送いたしますので、お手元に届きましたら、下記の取扱い金融機関でお手続きをお願いいたします。

- ・青森銀行 板柳支店
- ・（株）ゆうちょ銀行

#### ②口座振込による納付

下記の振込口座まで、最寄りの金融機関からお振り込みください。

【振込口座】青森銀行 板柳支店（普通） 260762 いたやなぎまちかいけいかんりしや 板柳町会計管理者

※口座振込での納付には払込手数料がかかります。寄附をされる法人でご負担くださるようお願いいたします。

### 3. 受領証の送付

ご入金を確認後、受領証を郵送いたします。

税の控除申告時に必要ですので、それまで大切に保管してください。

### 4. 税の控除申告手続き

3の受領証の写しを添えて、税の申告手続きをしてください。

#### 【お問い合わせ先】

〒038-3692 青森県北津軽郡板柳町大字板柳字土井 239-3

板柳町役場 企画財政課 企画調整係

TEL : 0172-73-2111(内線 221・222)

FAX : 0172-73-2120

E-mail: [ita-kizaika@town.itayanagi.aomori.jp](mailto:ita-kizaika@town.itayanagi.aomori.jp)